平成２４年（フ）第２１号
栃木県河内郡上三川町大字上三川5128番地２、前住所茨城県古河市上辺見1145番地２
リヴェールハイツＤ―101
債務者　鈴木　隆司
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荘司　円香
4　破産債権の届出期間　平成24年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３１５号
千葉県成田市玉造３丁目１番地　県営住宅成田第４―１棟206
債務者　寺口　周一
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中溝　明子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３２１号
千葉県四街道市美しが丘２丁目８番10号
債務者　落合　秀典
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　隆文
4　破産債権の届出期間　平成24年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月15日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第８号
三重県松阪市猟師町９番地１
債務者　刀根　文男
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川端　康成
4　破産債権の届出期間　平成24年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月17日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第１４号
北海道帯広市西20条南３丁目37番４号　コーポソレイユＴＷＯマーガレット号室
債務者　奥山　幸治
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　敬樹
4　破産債権の届出期間　平成24年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１０号
群馬県邑楽郡大泉町城之内４丁目９番21号　城の内ファミール101号
債務者　山下部　晃
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第３４号
埼玉県秩父市蒔田260番地35、旧住所埼玉県秩父市下影森63番地１　大沼住宅
債務者　笠原　美奈
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第３号
埼玉県秩父市大野原922番地
債務者　原嶋　康江（旧姓下荒）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第４号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬6578番地６
債務者　飯野　明雄
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
岡山県倉敷市大内957番地
債務者　山下　早苗
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
栃木県足利市助戸３丁目409番地
債務者　林　サク子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第８６４７号
大阪府枚方市伊加賀西町２番６―203号
債務者　野口　美樹
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９１号
大阪府堺市堺区五月町３番23号　さつきマンション106号
債務者　田中　郁夫
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６７号
栃木県宇都宮市陽東５丁目32番８号、前住所栃木県小山市大字羽川53番地３
債務者　青山　弘志
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２９号
栃木県宇都宮市若草５丁目５番11号、前住所栃木県栃木市小平町８番34号
債務者　上原　聡浩
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係